

岩手県告示第 871 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 2 の 5 第 1 項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更について次のとおり許可の申請があった。

なお、同条第 2 項において準用する同法第 15 条第 4 項の規定により、当該申請に係る申請書及び当該産業廃棄物処理施設の変更が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を平成 19 年 12 月 25 日から平成 20 年 1 月 24 日まで岩手県環境生活部資源循環推進課及び県南広域振興局北上総合支局保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。

平成 19 年 12 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 名称及び住所 岩手中部広域水道企業団 岩手県北上市和賀町煤孫 3 地割 320 番地 63
 - (2) 代表者の氏名 北上市長 伊藤彬
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所 岩手県北上市和賀町煤孫 3 地割 50 番 1、50 番 2 及び 75 番 1
- 3 産業廃棄物処理施設の種類 産業廃棄物最終処分場（管理型）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 汚泥（岩手中部上水場における脱水汚泥）
- 5 申請年月日 平成 19 年 8 月 28 日